

労審発第578号

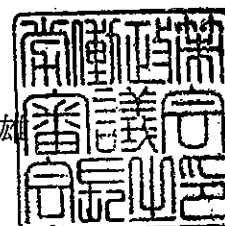
平成22年3月23日

厚生労働大臣

長妻 昭 殿

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄



平成22年3月23日付け厚生労働省発能0323第3号をもって労働政策審議会に諮問のあった「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成22年3月23日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

職業能力開発分科会

分科会長 今野 浩一郎

「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案要綱」について

平成22年3月23日付け厚生労働省発能0323第3号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記について、本分科会は、下記の通り報告する。

記

「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案要綱」について、厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。

なお、労働者代表委員より、独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止にあたっては、厚生労働省、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構及び独立行政法人勤労者退職金共済機構は、現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非自発的退職者の発生を防止するなど、雇用に関する問題が一切起こらないよう最大限努力するとともに、職員のモチベーションの維持・強化に尽力すべきであるとの意見があった。

また、労働者代表委員より、今後、独立行政法人の統廃合などがあった場合には、今回の独立行政法人雇用・能力開発機構の職員の労働契約に係る権利及び義務などの承継のあり方や、採用・労働条件などの取り扱いについて、今回の内容を前例とするべきでないとの意見があった。